

## 小美玉市に移住する方へ 最大 50 万円 移住促進住宅取得補助金をご活用ください

小美玉市に移住する方（転入者）の住宅取得費や取得した住宅の改修工事に対して補助金（加算額を含めた場合、最大 50 万円）を交付します。



### ■対象者

- ・令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに対象住宅に居住開始し転入届を済ませることができる方
- ・転入日、申請日のいずれか早い日から起算して過去 5 年以内に、小美玉市の住民基本台帳に記録されたことのない方
- ・申請時に住民登録をしていた自治体と本市のいずれの市町村税にも滞納がない方
- ・取得した住宅に 5 年を超えて居住しようとする方

### ■対象となる住宅

令和 3 年 4 月 1 日以降に市内で取得契約をした市内に所在する住宅とし、令和 6 年 3 月 31 日までに所有権の保存または移転の登記が完了する住宅。

なお、完成日が令和 3 年 4 月 1 日以降の住宅で、居住されたことのないものは新築住宅として扱います。

※以下に該当する場合は補助対象となりません。

- ・賃貸、販売などの営利を目的とする場合
- ・住宅や敷地が贈与・相続したものである場合
- ・住宅や敷地が 2 親等以内の親族から賃借・購入したものである場合

### ■新築する・住宅を購入する場合

#### ▶補助限度額

新築する・新築住宅を購入する場合…30万円  
（土地代を除いた購入経費の 4% 以内の額）

中古住宅を購入する場合…20万円  
（土地代を除いた購入経費の 20% 以内の額）

#### 加算額

- ・補助対象者が 45 歳未満の場合、10 万円加算
- ・補助対象者が当該住宅に 16 歳未満の子と同居する場合、10 万円加算

#### ▶必要書類

- ・小美玉市移住促進住宅取得補助金交付申請書
- ・申請者の戸籍の附票の写し（過去 5 年間の住所地が証明できるもの）
- ・申請時に住民登録していた自治体の市町村税の納税証明書
- ・誓約書兼同意書
- ・住宅の取得契約書の写し
- ・住宅敷地の売買契約書の写し
- ・補助対象住宅の案内図

### ■中古住宅を購入し改修する場合

#### ▶補助限度額

10 万円（工事費の 20% 以内の額）

#### ▶必要書類

- ・小美玉市移住促進住宅改修補助金交付申請書
- ・住宅改修工事に係る見積書の写し（施工業者は市内に事業所を有する業者であること）
- ・補助対象住宅の平面図（住宅改修予定箇所を明示したもの）
- ・住宅改修工事に着手する前の当該工事箇所の写真

### ■申込期間

6 月 1 日（木）～ 30 日（金）必着

### ■申込方法

①交付申請書を下記窓口で受け取るか、市ホームページからダウンロードする。

②申請書類を下記へ持参・郵送ください。

[郵送先]

〒 319-0192 茨城県小美玉市堅倉 835

政策企画課 地方創生推進係 宛て

詳細はこちら ▶  
ID 003616



☎ 政策企画課 地方創生推進係

☎ 0299-48-1111（内線 1233）

## 住宅リフォーム工事費を一部補助します

自宅をリフォーム工事する際、市内施工業者を利用する方には工事費用の一部を補助します。

### ■補助対象者の条件

- ・市内に住所がある方
- ・工事を行う住宅の所有者であり、その住宅に継続して2年以上居住している方
- ・市税の滞納が無い方
- ・市が実施する他の同様の補助金を受けていない方
- ・過去にこの補助金を受けていない方

### ■補助対象となる工事の条件

- ・個人住宅(店舗併用住宅等の場合は住宅部分のみ対象)のリフォーム工事であること
- ・施工業者が市内に事業所等を有する業者であること
- ・対象工事費が10万円(税抜き)以上であること
- ・工事着工前であること
- ・補助金交付決定通知書の交付後に着工すること
- ・年度内に工事が完了し、補助金請求手続きを終えられること

補助対象工事	補助対象外工事
<ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 住宅の増改築</li> <li>☑ 床・内壁・天井等の内装工事</li> <li>☑ 建具工事</li> <li>☑ 畳の取替・襖の張替</li> <li>☑ 外壁塗装工事</li> <li>☑ 浴室・台所・トイレ等の住宅設備工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑ 門扉や塀等の外構工事</li> <li>☑ 車庫や物置等の工事</li> <li>☑ 太陽光発電設備設置工事</li> <li>☑ 電話・インターネット接続工事</li> <li>☑ テレビアンテナ設置工事</li> <li>☑ リフォームを伴わない備品等設置工事</li> </ul>

### ■補助金額・限度額

対象工事費(税抜き)の10%(千円未満は切り捨て)  
※限度額10万円

### ■申請期間

事前申請期間 5月15日(月)～6月16日(金)  
本申請期間 6月20日(火)～7月28日(金)  
※申込多数の場合は抽選を行います。  
抽選日 6月20日(火)10:00

### ■事前申請に必要な書類

- ・補助金交付事前申込書(都市整備課で取得)
- ・リフォーム工事の見積書の写し

### ■本申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書
- ・住民票の写し(世帯全員のもの・発行後3か月以内)
- ・固定資産評価額証明書(リフォーム工事申請建物)
- ・未納がないことを証する納税証明書(直近のもの)
- ・リフォーム工事着工前の現場写真(住宅全体と施工予定部分)

### ■申込方法

- ① 交付申請書は都市整備課窓口で受け取るか、市ホームページからダウンロードしてください。
- ② 申請書に必要な事項を記入し、添付書類を添えて都市整備課(市役所本庁 分庁舎)に提出してください。

☎ 都市整備課 都市計画係 ☎0299-48-1111(内線1413・1414)

詳細はこちら ▶  
ID 001954



## スマートフォンをお持ちの方!



広報おみたまを見る ▶  
QRコード ID 001532  
読み取ってみよう!



### ■QRコードの使い方

- ① スマホでカメラやQRコード読み取りアプリを起動
- ② QRコードにスマホをかざす
- ③ 画面に読み取り結果が出てきたら、そこをタップ!

より詳細な情報をお伝えするため、市ホームページと連携しQRコードを掲載しています。※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

## QRコード以外のアクセスも簡単!

QRコードの読み込みができない端末でも簡単に目的のページを見つけられるよう、市公式サイト内のページIDを併記しています。

### ■ページIDの使い方

- ① スマホやパソコンで市公式サイトを開く
- ② ページ上部の検索窓で項目【ID】を選択
- ③ 検索窓にID番号を入力して【検索】を押す



## 地震への備えは大丈夫？ 木造住宅の耐震費用の一部を補助します

木造住宅耐震診断士派遣事業・耐震設計改修費補助事業の一環として、木造住宅の耐震断・耐震設計・耐震改修工事の費用の一部を補助します。

### ■募集期間（共通）

6月1日（木）～30日（金）

### ■耐震診断（木造住宅耐震診断士派遣事業）

小美玉市が契約した茨城県木造住宅耐震診断士がご自宅を訪問し、一般診断をします。

募集戸数	3戸 ※先着順ではありません。 応募多数の場合は抽選です。
対象住宅	①昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅。（店舗などの用途を兼ねるものは、住宅部分の床面積が過半を超えるもの） ②在来工法・枠組壁工法によるもので、延べ床面積が30㎡以上。 ③その他要件あり。
自己負担額	2,000円

### ■耐震設計

募集戸数	3戸 ※先着順ではありません。 応募多数の場合は抽選です。
対象住宅	耐震改修工事の設計費の2分の1の額を補助（限度額10万円）

### ■耐震改修工事

小美玉市が契約した茨城県木造住宅耐震診断士がご自宅を訪問し、一般診断をします。

募集戸数	3戸 ※先着順ではありません。 応募多数の場合は抽選です。
対象住宅	耐震診断の対象住宅と同じ
対象要件	①耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされたもので、耐震設計・耐震改修工事によって上部構造評点を1.0以上とするもの。 ②茨城県木造住宅耐震診断士等が耐震設計を行うものであること。 ③耐震改修工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者に請け負わせて行うものであること。 ④所有者及びその世帯員が市税の滞納がないこと。
補助額	耐震改修工事費の23%の額を補助（限度額50万円）

### ■申込方法

- ①交付申請書は都市整備課窓口で受け取るか、市ホームページからダウンロードしてください。
- ②申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて都市整備課（市役所本庁 分庁舎）に提出してください。

問 都市整備課 都市計画係 ☎0299-48-1111（内線1413・1414）

詳細はこちら ▶   
ID 000330

## そのブロック塀は安全ですか？ ブロック塀の撤去費用を補助します

通学路や指定緊急輸送道路に面する危険なブロック塀等の撤去にかかる費用の一部を補助します。撤去をお考えの方は、まずは問い合わせ先に事前相談してください。

### ■補助対象

- ・危険ブロック塀等の高さが道路面から80cmを超えるもの
- ・小美玉市の通学路等に面するもの

### ■申込期間

6月1日（木）～10月13日（金）  
※先着順。予算がなくなり次第終了。

対象者	危険ブロック塀の所有者、共有者
施工者	小美玉市に本店・支店・営業所等がある建設業者か解体工事業者
補助金額	以下のうち、少ない額の2/3 ※上限10万円 ①補助対象工事費 ②撤去する塀の長さ（m）×14,000円

問 都市整備課 都市計画係  
☎0299-48-1111（内線1413・1414）

## 公共下水道の利用できる区域（供用開始区域）を拡大します

4月1日から、幡谷、竹原、栗又四ヶの一部区域で公共下水道が利用できるようになります。区域の地図は、市ホームページか下水道課（小川総合支所1階）で閲覧できます。



公共下水道は、清潔で快適な生活環境を確保し、川や海などの水質を守り地域環境を豊かにするものです。公共下水道の役割を十分にご理解いただき、できるだけ早く下水道に接続しましょう。

### ■公共下水道への接続は3年以内に

公共下水道が利用できるようになった区域は、「くみ取り便所は3年以内、浄化槽は速やかに公共下水道に接続しなければならない」と下水道法で定められています。

### ■受益者負担金とは？

公共下水道が利用できるようになった区域の皆さんに、下水道の建設にかかる費用の一部を負担していただく制度です。

今回、利用できるようになった区域の居住者や土地所有者には、令和5年度から5年間の分割（年4期）か、一括で受益者負担金を納付していただきます。市指定の取扱金融機関の預貯金口座から口座振替で納付できます。なお、各年度の1期分の納期限までに一括納付していただくと、納期前に納付した納期数に応じた割合で算出した一括納付報奨金が交付されます。

### ■排水設備工事は指定工事店へ

下水道への接続工事は、市指定の「排水設備指定工事店」でのみ行うことができます。

問 下水道課 ☎ 0299-48-1111

- ▶受益者負担金のこと 業務係（内線 2122・2121）
- ▶接続工事や融資あっせんのこと 管理係（内線 2125・2126）

### ■助成制度をご利用ください

公共下水道に接続するには工事費などの費用がかかります。市はそうした費用の支援制度を用意しており、工事費の助成があります。ぜひご活用ください。法人・事務所の場合や、住宅新築に伴う工事は対象外です。

### ▶排水設備等設置工事資金助成金

新築ではない個人宅が対象です。「従来制度」「拡充制度」の2種類があります。拡充制度は、これまで下水道が使用可能になってから3年以内の方が対象でしたが、令和5年度から4年目以降の方も対象になりました。各助成要件が異なりますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。



### 従来制度

下水道が使用可能になってから	助成額
1年以内	4万円
2～3年以内	2万円

### 拡充制度（一定の要件を満たす方）

下水道が使用可能になってから	助成額
1年以内	最大 35万円
2年目以降	最大 33万円

※拡充制度の助成額は、対象工事費か最大助成額のいずれか少ない額となります。

### ▶水洗化工事資金の融資あっせん

水洗化工事に係る借入金の利子分を市が一部補助する制度です。詳しくは市ホームページをご覧ください。



住民票をとるには？

引っ越しの手続き

小美玉市の魅力は？



元気？

ごみの出し方

観光の情報？

その問い合わせ、**AIおみたん**に聞こう！



みんなの質問でかしこくなるよ

質問はこちらから ▶

